

処遇改善加算等の実績報告に関するよくある質問と回答

令和 7 年 6 月 奈良市障がい福祉課

【事務手続に関すること】

Q1	他自治体でも事業所を運営しているが、提出先はどこか
----	---------------------------

(A) 各指定権者に提出してください。

Q2	データはどこからダウンロードするのか
----	--------------------

(A) 奈良市ホームページ内の事業者向けホームページに掲載されたファイルを使用してください。
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/241376.html>)

Q3	事業所が休止中（廃止）であるが、実績報告書を出さないといけないのか
----	-----------------------------------

(A) 令和 6 年度処遇改善等計画を提出した場合は、必ず実績報告書を提出してください。

【実績報告書の作成方法に関すること】

Q4	障害福祉サービスと障害児通所支援を実施しているが、実績報告は別々に作成するのか
----	---

(A) ご提出いただいた計画書ごとに作成してください。例えば、法人一括で計画している場合は実績報告についても一括作成により行うこととなります。

Q5	実績報告はどの様式を作成、提出したらいいか。
----	------------------------

(A) ホームページに掲載している様式（厚生労働省のホームページ掲載様式）を作成のうえご提出ください。また、実績報告書内で示されている作業手順（エクセルファイル「障害福祉サービス等処遇改善実績報告書」のタブ「基本情報入力シート」）に従って処理してください。

Q6	令和 6 年度福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書について、別紙様式 7-1（加算未算定事業所用）を使用して提出した場合は。
----	--

(A) 別紙様式 7-2（加算未算定事業所用）での提出が可能です。

Q7	指示通り入力したが、金額が合わない。
----	--------------------

(A) もう一度入力された内容をご確認ください。なお、報告様式には数式が含まれている箇所がありますので、設定を変更された場合、正しく計算されない可能性がありますので注意してください。

Q8	介護保険サービスと障害福祉サービス等を一体的に運営しており、両方で処遇改善等加算を算定しているが、職員が兼務等を行っている場合の職員の賃金総額はどのように計算するのか。
----	--

(A) 常勤換算方法による計算で按分することを想定しています。ただし、計算が困難な場合等においては、実際にその職員が収入として得ている額で判断し差支えありません。

Q9	実績報告書に添付資料は必要か。
----	-----------------

(A) 令和 6 年度分についても、根拠書類等の添付書類は提出不要です。ただし、提出を求めた際には速やかに対応できるようにしてください。

Q10	利用者が非常に少なく、加算額自体も微々たるものであったが、実績報告は必要なのか。
-----	--

(A) 処遇改善加算を算定されているため、実績報告が必要です。

Q11	計画を出していたものの、利用者がいなかったため処遇改善加算を算定できなかったが、実績報告書を提出しないといけないのか。
-----	---

(A) 加算額 0 円で実績報告書を提出してください。

Q12	令和 6 年度の賃金改善分の給与支払い等が完了していないが、実績報告は賃金改善完了後でよいのか。
-----	--

(A) 賃金改善期間に関わらず、本市の示す期日までに賃金改善を完了したうえで、実績報告を行ってください。実績報告書には確定した実績額を記載する必要があります（当初計画の賃金改善期間により見込額となる場合はこの限りではない）ので、改善期間が終了しているに関わらず、当該年度の賃金改善が完了していない事業所は、速やかに従業者への賃金改善を行ったうえで、実績報告を行ってください。

Q13	事業所にて、複数の障害福祉サービス等を運営しているが、特定のサービスについてほとんど利用者がおらず、加算の算定額についても少額で賃金額の按分が困難な状況であるが、どのようにすればよいのか。
-----	--

(A) 出来る限り按分していただくことが適切ですが、著しく困難な事情があれば当該事業所において、事業所番号が同じである他の障害福祉サービス事業に賃金額をまとめたうえで報告していただき、当該サービスについては賃金 0 であったとして報告いただいて差し支えありません。

Q14	介護サービスと障害福祉サービスにおいて賃金総額等を按分する場合、障害福祉サービスの比率が少額であり、按分すると年収 440 万円以上または月 8 万円以上の賃金改善を達成しているものがないこととなる。どうすればよいか。
-----	---

- (A) 介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に行っている場合においても、障害福祉サービス事業所として、「月額 8 万円又は年収 440 万円」の改善の対象となるものについて 1 人以上設定する必要があります。